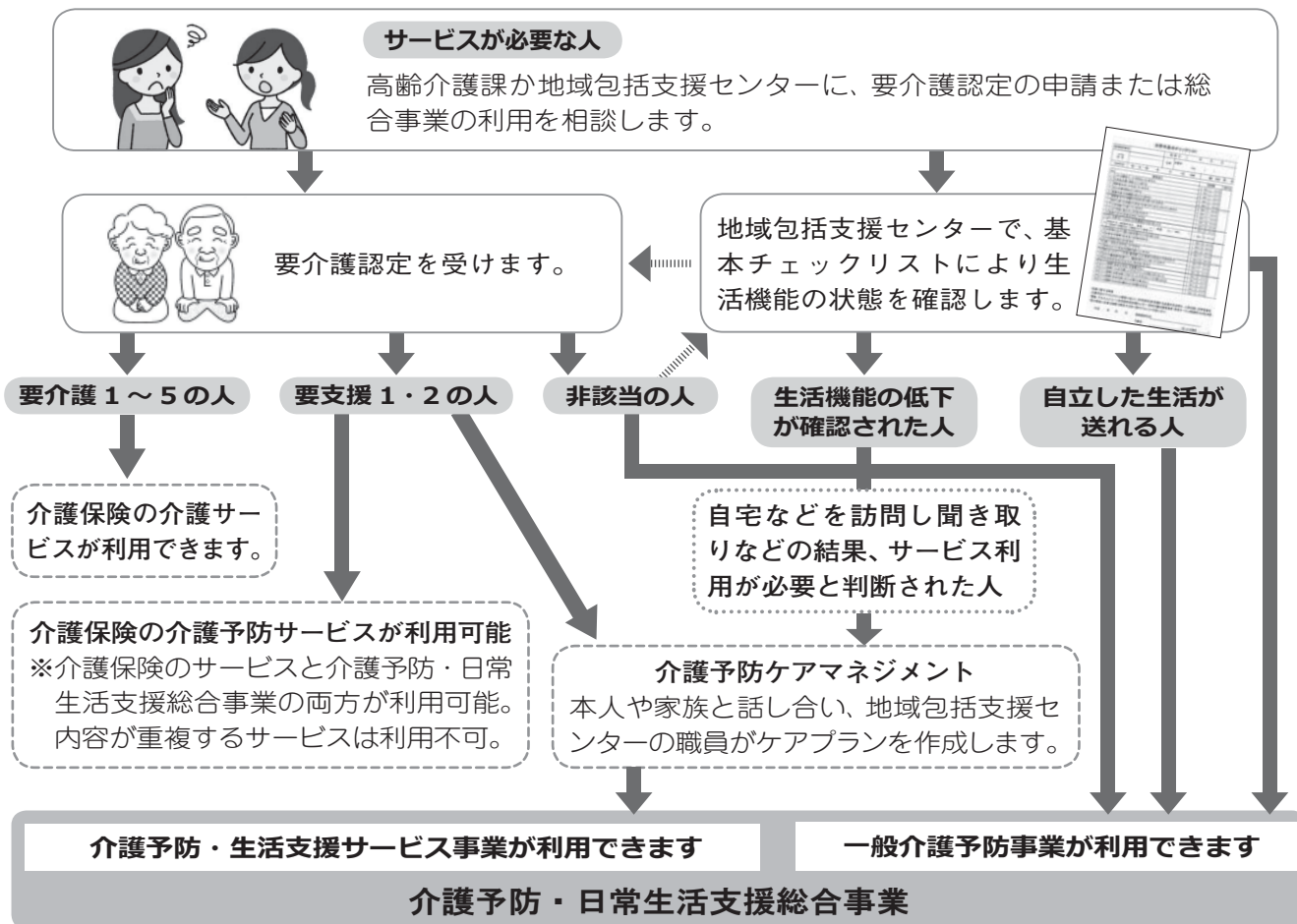


… 利用までの流れ …



事業対象者を新設

これまでの要介護・要支援認定に加えて、新しい判定区分「事業対象者」が新設されます。これは、4月から市で開始する訪問型サービスと通所型サービスのみを利用することができる新しい判定区分です。事業対象者になった後やサービスを利用した後でも、要介護認定を申請することができます。

1人でもOK!
気軽にどうぞ!

一般介護予防事業

対象 65歳以上のすべての市民
費用 無料

その他

「元気アップ体操教室」は、楽しく介護予防に役立つ高齢者に適した体操を行っています。市内各地で定期的に開催されていますので、日時などはお問い合わせください。

元気度知ろう会「脳力測定」

集団認知検査を用いた脳力チェックです。物忘れなどが気になる人は、ご参加ください。

とき・内容
▷ 4月17日(月) = 測定の実施
▷ 4月24日(月) = 測定結果の返却、脳力アップに関する取り組みの紹介

時間 午前9時40分～10時40分
ところ ゆうゆうセンター1階 審査会室
定員 先着15人
申し込み・問い合わせ 4月3日(月)から、高齢介護課(TEL 893・6400)



元気アップ体操クラブ

ところ・とき
① ゆうゆうセンター = 4月5日(水)・19日(水) いずれも午前10時30分～11時30分
② 青年の家武道施設 = 4月13日(木)・27日(木) いずれも午後1時30分～2時30分
③ いきいきランド交野 = 4月14日(金)・28日(金) いずれも午前10時30分～11時30分

定員 各50人程度
※参加者多数のときは、入場制限あり
持ち物 水などの飲み物、②③は上履き
※動きやすい服装で、お越しください。
問い合わせ 高齢介護課(TEL 893・6400)

いつまでも
自分らしく暮らすために



～介護予防・日常生活支援総合事業が始まります～

市では、4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を始めます。この事業は、65歳以上のすべての市民を対象に、要介護認定を受けていなくても一人ひとりの状態に合わせた介護予防や、生活支援サービスが利用できるようになります。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も要介護状態となることを予防することが大切です。できるだけ介護を必要としない暮らしのために、積極的に利用して、介護予防に取り組みましょう。

問い合わせ 高齢介護課(TEL 893・6400)

介護予防・生活支援サービス事業

対象 ① 要支援1・2の認定を受けた人
② 基本チェックリストの結果により、生活機能の低下が確認された65歳以上の人

費用 サービスの種類や内容に応じて、利用者の負担額は変わります。

訪問型サービス

■ **介護予防型訪問サービス**
ホームヘルパーが居宅を訪問し、主に身体的な介護が必要な人への支援を行います。

■ **生活援助型訪問サービス**
自立した生活を営むために、生活援助員が日常生活上の支援を行います(身体的な介護は行いません)。



通所型サービス

■ **介護予防型通所サービス**
通所介護(デイサービス)施設などで、機能訓練や入浴・食事などの支援を日帰りでを行います。

■ **選択型通所サービス**
介護予防に資する体操などのサービスを行い、必要に応じて送迎・入浴・食事の各サービスを選択します。



介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防ケアマネジメントを行います。本人や家族の希望や生活機能の状態などを踏まえてケアプランなどを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートします。また、必要に応じて、サービス提供後の状況確認も行います。

